（参考）賃貸借契約書に追記する特約のひな型について

家賃低廉化住宅に係る賃貸借契約書について、下記の特約事項と同様の内容を追記頂きますようお願い申し上げます。

甲：賃貸人　乙：賃借人

（特約事項）

第○条　第○条までの規定以外に、本契約の特約については、下記のとおりとする。

１　乙は、本物件を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

２　乙は、出産、死亡、転入、転出又は氏名変更等入居者等に増減その他の変更が生じたときは、変更内容について甲に届け出なければならない。ただし、転入については、入居前に市へ入居資格確認申請書を提出し、承認を受けた上で甲に届け出なければならない。

３　乙が退去する際に、引き続き同居者が入居しようとするときは、甲に通知しなければならない。

４　乙は、毎年度６月末までに、入居資格に係る誓約書兼同意書（第２号様式）を市長に提出しなければならない。

５　船橋市住宅セーフティネット家賃低廉化事業実施要綱（令和元年６月３日船住第７９２号。以下「要綱」という。）に基づき補助金が甲に交付される場合においては、第○条の規定に関わらず、乙が甲に支払うべき額は頭書（○）に記載する家賃の額から当該補助金の額を控除した額とする。

６　甲が要綱に規定する補助の申請手続きを怠り、又は適正に行われずに補助金が交付されないこととなった場合には、第○条の規定に関わらず、乙は、頭書（○）に記載する家賃の額から、甲が当該申請手続きを怠らず又は適正に行っていたならば交付されるべき補助金の額を差し引いた額を甲に支払えば足りる。ただし、乙の責に帰すべき理由がある場合においてはこの限りではない。

※「第○条」及び「頭書（○）」については、各契約書に合わせて適宜修正して記載してください。